

憲法・47教育基本法・子どもの権利条約をまもり、生かそう！

No.41

子どもと教育・文化 連盟の会 会報

発行日 2019年 7月 1日
発行責任者 共同代表
姉崎洋一 井上大樹
加藤多一 河野和枝
事務局 TEL 060-0042
札幌市中央区大通西 12 丁目
北海道高等学校教職員センター
3階
TEL 090-9523-4396
FAX 011-663-0457
メールアドレス：
kodomotokyouiku@gmail.com
ホームページ：
kodomotokyouiku.jimdo.com

1. 「会報 No.41」を発行いたします。

【会報記事】

① 学習講演会

- 「札幌市子どもの権利条例 施行10周年を検証する part1」··· p2
② 中学校卒業まで子ども医療費の無料化を求めて ··· p5

長谷川 紫乃（新婦人北海道本部 運動部／

子ども医療費の無料化求める北海道ネットワーク事務局）

③ 第二回大学フォーラム

「高等教育の機会均等-権利としての無償化」に参加してのいくつかの感想

姉崎洋一（共同代表、札幌大学、北大名誉教授）··· p7

④ 第25回参議院選挙立候補予定者・政党への

「子どもと教育・文化に関するアンケート」結果について··· p9

⑤ 講演会「子どもの権利条約を考える part3」··· p17

⑥ おしらせ

講演会「子どもの権利条約を考える part3」の資料として、

「第4・5回最終報告」を同封いたしました。会報を読む上での資料としてお使いください。

2. 【事務局からのお願い】

- ① 今年度も会費の納入をお願いいたします。およそ1年間程度会費が未納な方は是非納入ください。

また、しばらくお休みされている方もこの機会に新たにご加入ください。

年会費1口単位1000円です。（何口でも結構です）

最終会費納入年を宛名シール最下段の数字で示しております。

数字のない方は2010年以降会費納入がありません。

可能な範囲で会費納入をお願いします。

- ② ブックレット「子どもの権利を考える part2」販売しています。

1冊300円です。送料自己負担です。（送料は、冊数により100円から200円程度です）

- ③ 会報原稿（寄稿文など）をお寄せください。

- ④ メールアドレスお知らせください。住所変更あがりましたらご連絡ください。
空メールでも結構です。ただし氏名がわかるようにお願いします。

6・25 学習講演会

「札幌市子どもの権利条例 施行10周年を検証する part1」報告

「札幌市子どもに関する実態・意識調査」から見える さっぽろの子どもたちのいま

(共催) 子どもと教育・文化 道民の会、さっぽろ子ども・若者白書をつくる会
北海道子どもセンター



■はじめに

2009年4月に「札幌市子どもの権利条例」が施行されてから、今年で10周年を迎えました。

あらためて「札幌市子どもの権利条例 施行10周年を検証する」機会にしたいと、第1回目は「札幌市子ども未来局・子どもの権利推進課」の職員の方を迎えて、6月25日に上記の集会を北海道高等学校教職員センターで開催しました。多くの団体・個人が参加し、子どもの権利について学習と意見交換を行いました。

条例では大切にしたい権利（第3章）として、①安心して生きる権利、②自分らしく生きる権利、③豊かに生きる権利、④参加する権利、を定めています。今年、札幌市が公表した「子どもに関する実態・意識調査」は3

回目となります。過去に同様の調査を2回（2009年と2013年）実施しています。

最初に「子どもの権利推進課」の方から、「札幌市子どもの権利条例」と「子どもに関する実態・意識調査」について説明がありました。その後、参加者から多くの質問や意見がだされました。

■「札幌市子どもの権利条例」について

正式名称は「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」です。1989年に国連は「子どもの権利条約」を全会一致で採択しました。日本政府は1994年に批准しました。これを受けて札幌市は「条例」を2回にわたって議会に提案しましたが、2006年2月に否決、2008年5月には継続審議となりました。同年11月に名称を現在の名称に修正し、ようやく条例を可決しました。2009年4月1日から施行されました。札幌市では「子ども未来局」を新設し、「子どもの権利を保障するための大人的役割や市の取組を定める」（パンフレットより）としています。

条例は前文と第1章から第8章まで計49

条の条文を設けて、次のことを定めています。

①子どもにとって大切な権利（第3章）、②生活の場における大人の役割（第4章）、③権利を総合的に保障する仕組み（第5～第7章）。

③の具体的組織として、子どもの権利の救済機関として「子どもアシストセンター」や約200か所の児童会館に「子どもの権利委員会」を設けています。アシストセンターへの電話やメール相談に対しては「希望があれば、学校などの間に入って、調整もします」（パンフレットより）としています。また札幌市立の学校などを通して、子どもたちにニュース「子ども通信」や「アシストカード」などを配布する活動を行っています。

■第3回「子どもに関する実態・意識調査」について

調査の目的は、札幌市の第3次「子どもの権利に関する推進計画」（2020～2024年度）の策定に向けての基礎資料とする、というものです。調査期間は昨年12月からの冬休みにかけての24日間で、調査方法は無作為抽出による調査票の郵送です。対象は札幌市在住の子ども5000人（10歳～18歳）と大人5000人（19歳以上）です。回収率は子どもが約33%、大人が約31%でした。回答形式は、①そうだ、②どちらかといえばそうだ、③そうではない、④どちらかといえばそうではない、の4択です。主に後の質問・意見に関する部分を抜粋して報告します。

（1）子どもの意識（自己肯定感）

問「良いところばかりではないが、自分が好き」に対して、子どもの回答は①29%、②38%で合計67%です。6年前の

前回調査の結果65%より少し上昇しています。

問「自分を大切に思ってくれる人がいる」に対して、子どもの回答は①60%、②30%で合計90%です。これは極めて高い数字です。

（2）保護者の子どもへの関わり

問「できるだけ子どもの考え方や意見を理解し尊重する」に対して、保護者の回答は①26%、②60%で合計86%です。市の職員の方も良い数字だと強調していました。クロス集計の結果からも、子どもの自己肯定感と保護者の関わりに有為な相関があるそうです。

（3）子どもの意見表明・参加

問「学校の決まりごとについて自分の考えを言える機会がありますか」に対して、子どもの回答は「言うことができる」が26%、「だいたい言うことができる」が25%で合計51%です。これは「言うことができない」「あまり言うことができない」の合計30%を上回ります。

また、「札幌市政に対して自分の考え方や思いを言える機会がありますか」に対して、子どもの回答のうち「特に言いたいことがない」が圧倒的に多く45%です。

（4）子どもの不安・悩み

問「日ごろの生活の中で何か困っていることや悩みごとがありますか」（複数回答）に対し、子どもの回答は、小学生（10～12歳）は1位「特にない」、2位「勉強のこと」、3位「友達との関係」ですが、中・高生（13～18歳）は1位「受験や進学のこと」、2位「勉強のこと」、3位「就職など将来のこと」

と変化しています。「いじめのこと」をあげた子どもは非常に少ないという結果が出ています。

■参加者から出された質問や意見

- ・郵送による回収率が1/3程度なので、札幌全体のデータとするには偏りがあるのではないか？ある学校やあるクラス全体の調査など、別 の方法もあるのではないか。
- ・郵送以外の調査として対面調査などの方法もあるのではないか。
- ・「さっぽろ子ども・若者白書をつくる会」の2016年 の調査では、「自分のことが好きだ」と回答した子どもは、小学生が29%、中学生が22%とかなり低かった。統計の取り方の違いによって大きな差が生まれるのではないか。
- ・道立や私立の学校、外国籍の子どもに対する調査も必要なではないか。
- ・子ども未来局は札幌市の事業に企画の段階から関わっているのか？学校や教育委員会との連携はどうなのか？スタッフは何人くらいいるのか？
- ・以前、児童会館に関わっていたが、各児童会館に子どもの権利委員会が設置されていて、学校とは大きな違いがあることに驚いたことがある。
- ・アシストセンターの相談員の中には退職校長もいるので、相談者が相談内容について情報が守られないのではないかという不安もあり、学校との間に入っての調整は難しいのではないか。

ないのか？国旗・国歌法と子どもの意見表明権との関係は？

- ・今年札幌市で起きた2歳児の虐待事件を考えても、ほんとうに救済が必要な子どもの権利をどう守っていくのかが緊急の課題だ。
- ・子どもの権利が守られているかどうかは貧困対策や児童福祉の問題でもあるので、それらとの連携がもっと必要なのではないか。
- ・札幌市政に対して多くの子どもが「特に言いたいことがない」と回答しているのは、大人と同じなのではないか。

■今後のとりくみについて

予定時間を超えて、多くの質問や意見が出されました。応えづらい質問・意見に対しても、市の職員の方は丁寧に対応してくださいました。今後札幌市では「子どもの権利委員会」が中心となって、今年の秋に向けて「子どもの権利に関する推進計画(案)」を策定し、12月のパブリックコメントを受けて、来年3月に推進計画を発表する予定です。共催団体では今回の集会を受けて、いじめ・不登校・虐待などの緊急の課題や学校教育、児童福祉の充実に、札幌市とも連携してとりくみを強めていくことを確認しました。7月の参議院選挙では各政党から教育・福祉の政策が発表されるので注目したいと思います。札幌市以外の地域の皆さんからの情報や提言もお待ちしています。

(まとめは「道民の会」事務局で行いました)

安心して子育てできるように、

中学校卒業まで子ども医療費の無料化を求めて

長谷川 紫乃

(新婦人北海道本部 運動部／

子ども医療費の無料化求める北海道ネットワーク事務局)

近年、貧困格差社会が社会問題になり、子どもを巡っての「貧困」が注目されてきました。自治体でも「子どもの生活実態調査」がとりくまれ、その調査結果を踏まえても、子ども医療費助成制度の拡充が急がれています。北海道の子ども貧困率は、全国平均を上回り5人に1人が貧困状態であり、17年に発表された全道子ども生活実態調査でも、「受診させた方がいいと思ったが、受診させなかった経験がある世帯」が約18%にのぼり、その理由として「仕事で」「お金がなかった」が8割を占め、北海道全体が、経済的な理由で受診をためらう状況であることがわかりました。

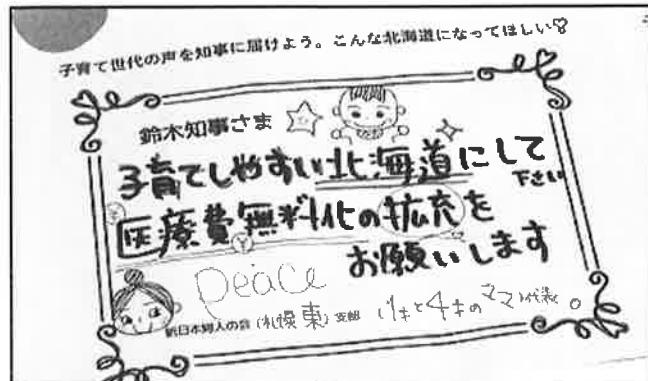
しかし、北海道の子ども医療費助成制度は、2009年以降拡充されていません(3歳未満まで基本通院・入院は無料、就学前まで1割負担。ただし所得制限、初診1部負担あり)。全国的にみると、通院では7都府県、入院では14県(17年4月時)が中学校卒業までなんらかの助成をして(その他18歳まで助成が2県あり)、北海道の子ども医療費無料化は大変遅れています。

北海道の遅れた状況をなんとかしたいと、17年に7団体(道教組、道社保協、道保団連、民医連、道生連、札幌社保協、新婦人)が事務局になって、広範な団体や個人に呼びかけ「子ども医療費無料化を求める北海道ネットワーク」が結成されました。

まずは、高橋知事(当時)にむけての要望

と、2年後(19年)の知事選にむけての政策に折り込んでもらうための世論づくりとして、「子ども医療費を中学校卒業まで無料(現物給付)にして」知事あて署名に取り組みました。19年5月30日までに、合計で5回5万4750筆を、道に提出しました。この間、知事からは、助成拡充の回答は得られませんでしたが、18年8月から、道として助成方法が償還払い(窓口で一旦支払い後、払い戻しを受ける)から、現物給付(窓口負担がない)となり、受給書があれば、道内どこでも助成が受けられるようになりました。

今年の知事選挙時には、鈴木、石川両候補にも「ぜひ、子ども医療費を中学校卒業まで無料化を」と要望書をとどけましたが、残念ながら具体的な争点にはなりませんでした。しかし、北海道ネットワークが発足した当初におこなった自治体首長あての賛同署名に、当時夕張市長だった鈴木現知事が署名しており(道内34の自治体首長から署名が集まつた)、ぜひ今後の運動で迫って行きたいと思っています。





札幌市の子ども医療費の助成は、4年前の市長選で秋元市長が掲げた「子ども医療費、小学校まで助成」の公約に対して小学1年まで拡充するのに表明から実施まで2年かかるなどテンポが遅い状況でした。札幌市の助成状況も全国の政令指定市のなかで最低です。札幌でもネットワークをつくって市長に迫ろうと、18年8月に「@さっぽろ」を結成、さっそく市長あて署名に取り組みました。北海道ネットワークと一緒に、中心街宣伝、チカホロングラン宣伝をはじめ、学習集会、札幌市の保育園、幼稚園、学童保育、小児科病院などに署名の依頼、個別訪問など重ね、

1万3000を超えて署名が集まりました。

市長選においては、秋元市長は当初小学3年まで拡充をあげていたが、対立候補の渡辺氏が「中学校卒業まで無料を」押し出し市民から共感を得ると、中盤から小学6年まで拡充と公約に盛り込まれ、6月の市議会では、20年から小3、21年から小6まで拡充することが提案されています。これは、私たちの運動が選挙戦を通じて市政を変えた実績になったと思っています。

今後は、「北海道の子ども医療費無料化を拡充させる」運動のさらなる実践や「国や各自治体へ制度拡充を求めていく」運動も強めていきたいと思っています。

私たちは、すべての子どもたちが、どこに住んでいても、等しく大切に育てられるように、中学校卒業まで、子ども医療費の完全無料化（所得制限、初診料一部負担金なし、窓口無料）を求めていきます。



第二回大学フォーラム

「高等教育の機会均等-権利としての無償化」に参加してのいくつかの感想

姉崎洋一（共同代表、札幌大学、北大名誉教授）

6月16日、第2回大学フォーラムに自費で参加した。会場は、明治大学リバティタワー1階の大教室。主催は大学フォーラムの会。明治大学教職員組合が後援して、会場を確保していただいた。小森田(神奈川大)さんが総司会。

この日は、以下の4人が個性的に報告された。

1) 最初は、奨学金問題対策全国会議の岩重佳治さん(同会事務局長弁護士)だった。岩重さんは、「奨学金被害の救済の現場から」と題して、豊富な資料を交えて、現在の親の生活悪化から、仕送りが過去10年で激減し、多くは、奨学金なしでは学生生活を送れなくて奨学金(ローン)を、借りざるを得ないこと。学業との関係で、アルバイトを増やすのも限界に達しているなど経済的困窮の実態を報告された。奨学金がブラック化(財源が民間依存、金融業としての回収強化)している構造も強調された。そして、「奨学金の返済に苦しむひとは、とても真面目で誠実」なのに、まともな職につけなかったり、勤務先の倒産などで返済が困難になる実態。しかも、返還猶予も延滞があると利用できない仕組み、重い保証人の負担(保証人独自の救済制度がない)などで、構造的に返済不能になってしまう現

在の実態が明らかにされた。そのなかで、大学の説明会では、個人ではなく機関保障の活用、自己破産などのセ-フティ-ネットの周知をすべきと言われ、気軽に支援組織の活用をと、被害者救済の要点を報告された。最後に、「助けて」といえる人に、「耐える力」を「変える力に」と訴えられた。

2) 次いで岩崎詩都香さん(高等教育無償化プロジェクトFREE代表、東大3年)が、報告された。「学費に苦しむ学生とFREEがめざすもの」と題して全国の126大学のアンケート調査の結果(2018年9月13日から12月7日まで、126大学・専門学校・短大・高専から1340人、その他大学院生19人、高校生2人が回答)で届けられたリアルな学生の声を報告された。学生の実態調査は、日本学生支援機構の奨学金の利用調査平成年度(利用していない51.1%、利用している48.9%)、と比較してもリアルなものだった。そのなかで、経済的な理由で希望の進路や夢を諦めた学生、自己責任の呪縛に囚われている学生、助けてと言えない学生、等々、生々しい苦境の声が全国から届いていた。そして、声を上げれば多くの賛同の声が寄せられたと報告された。社会の空気を変える、無償化はトレンドになる、と力強く訴えられていた。

久しぶりに、未来に向けた新鮮な運動の声を聞いた。希望が湧いた。

3) 次に中嶋哲彦さん(名大)が、「修学支援法と教育の機会均等」と題して同法の問題点を詳しく報告された。大学短大だけでなく専修学校など対象を広げた(大学院は例外)前進面と同時に支給の範囲の限定によって現行より悪化する問題、子どもの貧困対策推進法の連関等、法的問題点を洗い出された。育っていく環境で、あらゆる段階で保障していく原則を確認し、学費の値下げを具体化することが肝心。財務省・経産省と文科省で検討している、就学支援の要件(実務家教員の任用、経営人材を民間から導入)は、大学の「教育内容と教育方法」への露骨な国家介入であると指摘された。

4) 最後は渡部さん(神戸大)が、「権利としての教育無償化」として、教育無償化の法理、条理について多角的なアプローチを示された。国連の社会権規約の意味、韓国やチリで進んだ学費軽減運動、給付奨学金の制度の前進を

紹介した。また障碍者の、高等教育無償の根拠を憲法23条、26条は無論、憲法13条を上げて自己人生創造希求権を提起された。自分自身を豊かに人生を創造していくための高等教育、社会を変えていくための高等教育、障がい者の高等教育への指針、キャンパスデザインの視点を含むものだった。

討議司会は、石井(名大)さんに代わって、討議に移った。さらに核心の議論がなされたが詳しくは別に書きたい。高等教育の無償化を真正面にとらえて、理論、実践、運動に深く示唆的なフォーラムであった。

「道民の会」でも、教育費、奨学金、無償化(幼児教育、高等教育)は、関心の高い主題である。

*FEEEのパンフレットは5W1H(Who? What? Why? Where? When? How?)の疑問に応えている、優れた普及素材であった。free20180913@gmail.comに問い合わせて見てください。

第25回参議院選挙立候補予定者・政党への「子どもと教育・文化に関するアンケート」結果について

参院選公示直前となりました。

私たち「子どもと教育・文化 道民の会」は、国政選挙のたびに、立候補予定者並びに各政党に、「子どもと教育・文化に関するアンケート」を行い、その結果を会員にみなさんや道民のみなさんにお知らせしてきました。

今回の第25回参院選に向けても、同様のとりくみとして、6月17日～21日の期間、各候補者政党へアンケート依頼を行いました。

各立候補予定者・政党へのお願いの一文は以下の通りです。

子どもと教育をめぐる状況はいっそう深刻になっています。毎年くり返される「小中学生のいじめ自死問題」「子どもに対する虐待」などは常に大きな衝撃となっています。また、「子どもの貧困」「子どもの幸福度」「子どもの自己肯定感」など世界的に見ても最下位に位置する状況となっています。日本の子どもたちのおかれている現状について、2019年2月国連子どもの権利委員会は「日本政府に対して『第4・5回最終所見』」として、「社会の競争的な性格により子ども時代と発達が

害されることなく子どもがその子ども時代を享受することを確保すること」をはじめ多くの課題を所見として『勧告』しています。子どもたちが夢と希望を持って豊かに成長できる環境をつくるために、私たち大人のやるべき課題は山積しています。

国際的な基準から見ても日本の教育制度・政策が、子どもと教育の現実を困難にしているのではないかでしょうか。とりわけ教育予算は、OECD 最下位となっています。学校地域で直接子どもたちと関わるわたしたち自身の課題や国・地方自治体がとりくむべき教育の諸条件整備の課題を、子どもたちの声に耳を傾けながら推進していくことが求められていると思います。

子どもたちの健やかな成長を願う思いは誰しも同じですが、その方策（政策）についてさまざまなお考えがあると思います。是非、アンケートにお答えいただき、その方策をお聞かせください。

【「アンケート集計結果」について】

アンケートは、北海道選挙区に立候補される予定の方5名とその方々が所属される政党および公明党にお願いしました。

その結果、公明党からは回答をいただくことはできませんでしたが、他の予定候補者・政党からは回答をいただきましたので、以下の通り報告いたします。

以下の表に掲載した順番は、回答を寄せていただいた順となっています。

国民民主党・日本共産党・立憲民主党は、

政党と候補者の回答は「同じである」との回答でしたので、政党については省略しています。また、自由民主党の立候補予定者欄には、自由民主党のコメントと異なる部分のみ「コメント欄」に示してあります。

以下、集計表を掲載します。

第25回参院選 立候補予定者・政党への 【子どもと教育・文化に関するアンケート】結果集計表

質問と回答		
<p>質問1. わが国が『子どもの権利条約』を批准して25年が経過。2019年、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して4度目の「第4・5回最終所見（54のパラグラフに及ぶ）」を行ないましたが、この条約と「最終所見」が一層生かされるためにはどうしたらよいと思ひますか。</p> <p>①「第4・5回最終所見」の内容については、あまり的確に日本の状況を踏まえていない箇所も多く見受けられる。また。日本政府は、改善のためによく努力している。</p> <p>②「第4・5回最終所見」の内容については、日本の子どもたちの現状をよく把握しており、勧告のほぼ全体について一層生かされるように緊急に取り組む必要がある。</p> <p>③どちらともいえない。</p>		

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	②	「第4・5回最終所見」は、3つの基本的な勧告の中で、「子ども期」を守ること、意見表明権を保障すること、子どもの保護を発展させることを求めており、いずれも現在日本の子どもを取り巻く環境に不十分なものと考えます。
自由民主党	③	最終所見で示された委員会の勧告等については、関係府省庁間で内容を十分に検討する必要があるものと考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	③	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	③	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②	勧告では「過度に競争的な学校環境」と指摘されていますが、これによって子どもたちはストレスを抱え、自死やいじめ、不登校など様々な行動に表出されていると考えます。早急な改善が必要です。

質問と回答		
<p>質問2. OECD加盟国中最下位の教育予算（GDP比率、2015年 日本は2.9% OECD平均4.2%）となっていますが、このことについてどう思いますか。</p> <p>①国家予算の配分の精査見直しなども行い、OECD平均並みに増額に努める（予算比率を高める）必要がある。</p> <p>②財政状況を考慮しながら、現行水準を維持するまたは必要な改善をはかることが必要である。</p> <p>③どちらともいえない。</p>		

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	①	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	①	OECD最下位の低予算の中、異常な高学費や学校の40入学級が続いている。教育の機会均等に反し、学ぶ権利が奪われ、教育環境が損なわれています。6兆円の増額を行い、無償教育の実現と教育条件の充実を実現させます。
自由民主党	②	教育投資をこれからの時代に必要な「未来への先行投資」と位置づけ、OECDなどの諸外国における教育投資を参考としつつ、教育投資の抜本的拡充、財源確保、民間資金のさらなる活用に取り組みます。
高橋はるみ (自由民主党)	②	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	②	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	①	「教育」は、国の未来を支える根幹であり、長期的な視点に立ってすすめる必要があります。しかし、現政権の「教育」に関する認識は効率優先となっており、予算措置は不十分と言わざるを得ません。

質問と回答

質問3. 2011年度から小学校1年生については、学級編成基準を35人としているが、その後国においては、学年拡大は行われていません。「小中高校における35人学級実現」の声はますます大きくなり、地方自治体独自の措置もすすめられています。「35人学級拡大」についてどう思いますか。

- ①一刻も早く実現することが大切である。
- ②財政状況や教育的な成果を見ながら実施を検討する。
- ③どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	①	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	①	子どもをていねいに見られる少人数学級は早急に進めるべきです。欧米では20～30人学級が常識であり、政府が強調する「切磋琢磨がなくなる」は論理がありません。35人は早期に実施、さらに欧米並みに改善させます
自由民主党	③	少人数学級の方が教育効果は高いのですが、厳しい財政状況にあります。そこで習熟度別の少人数指導、チームティーチングを含めた少人数指導を地域の実情に応じて実施していくのも一つの方法と考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	③	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	③	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	①または ③	子ども一人ひとりと向き合うには理想は30人学級。また、教員一人当たりの持ち授業時数を減らすことによって定数改善を行えば、学校規模によらず教員を公平に配置でき、さらに充実できると考えます。

質問と回答

質問4. 日本の子どもたちに起きている「子どもの貧困(家庭の経済的貧困)」「子ども虐待・体罰」「いじめ自死」「不登校」などをめぐる課題についてどのような施策が必要だと思いますか。

立候補予定者・政党	コメント
はらや なみ (国民民主党)	<p>「子どもの貧困」について…</p> <p>現行15歳までの児童手当を18歳まで引き上げを提案します。給付額も一律で月額15000円とし家計の負担を軽減します。給食費の無償化、副教材費などに対する補助も行うべきと考えます。</p> <p>「子ども虐待・体罰」について…</p> <p>しつけと称する虐待を防止するため、親が教育等に必要な範囲で子供を懲戒できるという民法の規定の早急な見直しを提案します。児童相談所における児童福祉司の増員も必要と思います。</p> <p>「いじめ自死」について…</p> <p>家族や友達と一緒にいても孤独を感じることはあります。悩み苦しむ子達に寄り添えるよう孤独対策の必要性を強調します。皆が幸せに9月1日を迎えるため、必要な居場所づくりなどチルドレンファーストの政策を推進します。</p> <p>「不登校」について…</p> <p>不登校に対して未だにサボリや甘えといった誤認が有るのも事実。本人にとって、家族にとって、何が一番良いのかをしっかりと把握してフリースクール等も活用しながら解決していくかなくてはならないと考えています。</p>
はたやま和也 (日本共産党)	<p>「子どもの貧困」について…</p> <p>道内は子ども6人に1人が相対的貧困の状態にあり、一人親家庭では半数に上ります。子どもの生存権を守るために、児童手当の拡充、子ども医療費・学校給食の無償化等の支援と、安定した雇用の拡大で、子育て世帯の可処分所得を増やします。</p> <p>「子ども虐待・体罰」について…</p> <p>子どもの尊厳、身体の不可侵性の尊重が必要であり、すべての体罰禁止と親権者の懲戒権削除を求めます。また、児童福祉司の増員と児童相談所の増設など、孤立する子育て世帯を社会が支える体制を抜本拡充させ、自治体への支援も強めます。</p> <p>「いじめ自死」について…</p> <p>あらゆるいじめは人権侵害です。安全配慮義務を徹底した対応の確立とともに、教員増員や学校社会のストレス緩和、子どもと子育て世帯を支える施策で抜本的な解決を目指します。いかなる体罰もなくし、指導死を根絶させます。</p> <p>「不登校」について…</p> <p>不登校は管理的な学校や社会が生んだ問題であり、家庭や本人の責任にはしません。相談窓口の拡充、学校復帰を前提としない公的な居場所作り、学校内の緊張の緩和を進め、不登校解消へ当事者を追い詰める施策は止めさせます。</p>
自由民主党	<p>「子どもの貧困」について…</p> <p>子供の貧困対策として、今年10月に幼児教育の無償化、来年の4月に高等教育(真に必要な家庭に限る)の無償化と私立高校の授業料の実質無償化(年収590万円未満の世帯)を実現しますが、引き続き、同様の支援策が必要です。</p> <p>「子ども虐待、体罰」と「不登校」をあわせて…</p> <p>教師と専門スタッフなどが役割を分担し連携・協力して生徒指導に取り組むことが重要です。児童生徒支援担当の専任教諭の配置拡充に加え、心理の専門家であるスクールカウンセラーを全ての公立小中学校に、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを全ての公立中学校区に配置することを目指します。</p> <p>「いじめ自死」について…</p> <p>「いじめ防止対策推進法」に基づく総合的ないじめ対策が全国で確実に実施されているか点検するとともに、国、地方自治体及び学校が有機的に連携しながら、組織的にいじめ対策を推進する必要があります。</p>
高橋はるみ (自由民主党)	令和元年度までに心理の専門家である

岩本剛人 (自由民主党)	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	<p>「子どもの貧困」について… 上記のとおり、「家庭の経済的貧困」と直結しており、生活保護制度の充実が必要です。具体的には、就学児に関する補助を特化して手厚くするなど。</p> <p>「子ども虐待・体罰」について… 「しつけ・教育」を口実に大人が弱者である子どもに行う卑劣な行為です。防止法に「一切の暴力を認めない」ことを強く求めます。また、防止の観点から、現状以上に複数の大人の目線が行き届くよう改正する必要があります(SSWなどの配置数増とともに賃金改善、社会的地位の向上など)。</p> <p>「いじめ自死」について… 下記に記載。</p> <p>「不登校」について… 「いじめ自死」「不登校」の要因は多岐に渡りますが、周囲の人が原因の場合は上述した対策の一環として、子どもが要因の場合はやはり学校現場の教職員の配置増が必要です。現状の学校現場では、子ども一人ひとりを見守る余裕がありません。これらの問題は「特別の教科 道徳」では決して解決にはつながりません。</p>

質問と回答

質問5. 「教育の無償化」について

(1) 幼児教育や保育を「無償化」する「改正子ども・子育て支援法」が、2019年10月からの実施が決定しました。このことについて、どう思いましたか。

- ① 法律が速やかに実施されることが大切である。
- ② 法律には問題・課題があり、見直しなどが必要である。
- ③ どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	③	国民民主党の「チルドレンファースト」という理念には当てはまりますが内容的に不足を感じます。0～2才児の所得制限をなくし完全無償化が必要です。待機児童に対するベビーシッターの利用にも補助が必要と考えます。
はたやま和也 (日本共産党)	②	「無償化」の前提が消費増税であり、認可外施設も対象とされ「保育の質」が置き去りにされる危険が大きく見直すべきです。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を、大企業や株取引への課税強化、軍事費削減等で実現させます。
自由民主党	①	日本は今、子供の貧困対策が喫緊の課題です。子供の貧困が教育格差を生み、教育格差が貧困の連鎖を生み、経済格差が固定化します。こうした状況を踏まえ、子供の貧困対策として幼児教育の無償化は必要不可欠です。
高橋はるみ (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	③	無償化には大いに賛成ですが、所得制限の問題や保育士等の受け入れ体制など、法整備が不十分です。すべての子どものためになるよう、早急に見直しが必要です。

質問と回答

質問5. 「教育の無償化」について

(2) 小中学校における「無償化」について、給食費やその他の費用についても無償化の対象とし、「父母(保護者)負担をなくしてほしい」との願いについてどう思いますか。

- ① 現行制度が望ましい。
- ② 対象枠を広げる。
- ③ どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	給食費についても無償化すべきです。また、副教材などのいわゆる学年費も補助の対象とすべきと考えます。
はたやま和也 (日本共産党)	②	憲法では義務教育の無償が定められているのに、公立小学校さえ教材費、ドリル代、修学旅行費など、年間約10万円の教育費が子育て世代にのしかかっています。これらは早急に解消し、学校給食費も無償化すべきです。
自由民主党	②	これまで就学援助に係る補助の充実に努め、令和元年度より修学旅行費と入学する子供への学用品費の補助単価を引き上げ、卒業アルバム費を支援対象に加えました。今後、さらなる充実に尽力していきます。
高橋はるみ (自由民主党)	②	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	②	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②	義務教育段階での教育費(さらに言えば高校教育まで)はすべて無償にするべきと考えます。 (①現行制度が何を指しているのかよくわかりませんでした)

質問と回答

質問5、「教育の無償化」について

(3)高等学校における「無償化」について、父母(保護者)の所得にかかわらず、また公立・私学・国内にある在日外国人子女のための学校に拡大することについてどう思いますか。
 ①現行制度が望ましい。 ②対象枠を広げる。 ③どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	②	所得制限なしの高校授業料完全無償化に戻し、私立高校の授業料無償も進めます。また、在日外国人子女のための学校(各種学校)についても必要と対象外とすることは、今年2月の国連子どもの権利委の勧告以前に、人権を踏みにじる差別的待遇であり、許されません。
自由民主党	①	所得制限をはずすと高所得の世帯でも無償となるため、所得制限をかけるべきだと考えます。また、在日外国人子女のための学校(各種学校)についても必要と認められる学校に対して支援をしていきます。
高橋はるみ (自由民主党)	①	年収1億円の世帯でも無償となるため、
岩本剛人 (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②	(1)(2)に記載済

質問と回答

質問5、「教育の無償化」について

(4)大学・専門学校等の「無償化」について、当面「授業料の大幅な減額」や「給付型奨学金対象者の大幅な拡大」など「だれもが希望する高等教育が受けられる制度にする」ことについて、どう思いますか。

①所得制限枠内の実施を今後もはかる。 ②所得制限などもうけず拡大する必要がある。 ③どちらともいえない

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	②	国際人権規約の「大学教育の段階的無償化」を具体化するために、国公立大・私立大とともに10年間で半分まで引き下げ、段階的な無償化を目指します。給付型奨学金は、4人に1人(70万人)に支給できるよう抜本拡充します。
自由民主党	①	所得制限をはずすと高所得の世帯でも無償となるため、真に必要な世帯に限る必要があると考えます。今後、中間層も教育費が大きな負担となっている現状を踏まえ、卒業後拠出金方式を検討していきます。
高橋はるみ (自由民主党)	①	年収1億円の世帯でも
岩本剛人 (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②	ともなって、高騰する学費の対策が必要。

質問と回答

6. 子どもの医療費の「無料化」について、どう思いますか。

①現行程度を維持すべきである。 ②少なくとも中学3年生までは無料化にするべきである。 ③どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	②	道の調査で、必要なときに子どもを「受診させなかった経験がある」世帯が17・8%に上るなど、子育て世帯の医療費負担が重く、子どもの生存権が脅かされています。国の制度として子どもの医療費の無償化を進めさせます。
自由民主党	③	ほとんどの自治体が独自の補助制度や無料化を実施している現状を見れば、国による全国一律の制度が必要であると考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	①	財源等を踏まえ、総合的に検討すべき課題と考えます。
岩本剛人 (自由民主党)	③	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②	社会保険制度同様に、自治任せでなく国で行うべき。

質問と回答

7. 子どもの数が減少する中で、全道各地で学級削減や学校統廃合が急激に進んでいることについてどう思いますか。
- ①ある程度の学校規模が必要であり、すめることについては賛成である。
 - ②地域の活性化も含めて、地域の学校をなくすことには反対である。
 - ③どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	②	少人数学級・小規模校は子ども一人ひとりに目が行き届く点で優れており、少子化の今こそ学校数を維持することで実現できます。地域の学校は子どもの教育に加え地域の維持発展にも寄与しており、一方的な統廃合に反対します。
自由民主党	③	地域や小・中・高によって実情が異なるとは思いますが、一概にどちらとも言えませんが、学校統廃合は、地域に大きな影響を与えることから十分な検討が必要であると考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	③	地域によって事情が異なるためどちらとも言えませんが、学校統合により魅力ある学校となり、地域が活性化するために、学校の小規模化に取り組む地方自治体を支援していきます。
岩本剛人 (自由民主党)	③	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②または ③	基本的に地域の学校は残すべきと考えていますが、地域・保護者、そして子どもたちの願いが第一です。

質問と回答

8. 前回の参院選から「18歳選挙権」が実施されました。また学校では「主権者教育」が本格的に始まっています。高校生が政治活動を行うことについてどう思いますか。
- ①「禁止」「届出」などある程度の規制は、必要である。
 - ②「禁止」「届出」などは、行うべきではない、必要ない。
 - ③どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	③	現状の主権者教育では高校生の政治活動に対する一定の規制は必要と考えます。主権者教育の更なる充実は国の責任でしっかりと行わなくてはなりません
はたやま和也 (日本共産党)	②	すべての人の政治活動の自由は憲法で保障された権利であり、高校生のみ禁止・制限することにはまったく道理がありません。高校生も一般市民と同様の主権者であり、政治活動の自由は当然認められるべきです。
自由民主党	③	最も大切なことは、生徒が国の主権者として政治への関心を高めると同時に、生徒として果たすべき役割(学習や部活など)を果たしていくことだと考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	③	いずれにせよ最も大切なのは、
岩本剛人 (自由民主党)	③	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②	海外と比較すると日本では政治的な話をタブー視する風潮があります。とりわけ学校では、政治的中立を理由に必要以上に制限されていると考えます。学校で政治的信念を主張することは大いに担保すべきです。

質問と回答

9. 憲法・平和にかかわることについて
- (1) 憲法を改定する議論とりわけ「第9条『改定』」の議論がおこなわれていますがどう思いますか。
- ①改定する必要がある。 ②改定する必要はない。 ③どちらともいえない。

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	③	9条に限定した話ではなく、改定の必要が有ればしっかりと議論をすべきです。今よりも更に平和の方向に向けての憲法改定なら充分議論に値すると思います。
はたやま和也 (日本共産党)	②	日本国憲法は30条にわたる先駆的な基本的人権の規定や、民主的条項を持ち、とりわけ9条は世界で最も進んだ恒久平和主義の条項です。憲法は変えるべきでなく、むしろ憲法の理念の実現へ、積極的に生かしていくべきです。
自由民主党	①	国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の3つの基本原理はしっかりと堅持します。その上で、現行憲法の第9条第1項・第2項を維持し、第9条の2として「自衛隊」を明記するのが妥当であると考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②または ③	憲法が国家権力を制約・拘束するという立憲主義が機能するためにも、国民の間で憲法議論は大いにするべきです。しかし現状で改定を急ぐ必要があるとは考えません。とりわけ9条は堅持すべきです。

質問と回答

9. 憲法・平和にかかわることについて (2)集団的自衛権行使容認を含めた「安全保障関連法」の存在について、「立憲主義に反する」との声がありますがこのことについてどう思いますか。		
①立憲主義に反することではなく、問題はない。 ②立憲主義に反しているために廃止すべきである。 ③どちらともいえない		

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	②	同法は、圧倒的多数の憲法学者や国民の声をすべて無視して強行されたものであり、日本を「海外で戦争する国」に作り変える戦後最悪の違憲立法です。憲法も国民の平和への願いも踏みにじる法制は一刻も早く廃止すべきです。
自由民主党	①	平和安全法制では、わが国が集団的自衛権を行使する場合、他国の防衛のためではなく自国の防衛に目的を限定しており、憲法が許容する専守防衛の範囲内で合憲であることから、立憲主義に反するものではないと考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②	安倍政権が強行可決させた「安保法制」そのものが、憲法が禁じている集団的自衛権の行使を一部容認しており、この憲法違反の法律を数の力で成立させたことが、立憲主義への完全な敵対と言わざるをえません。

質問と回答

9. 憲法・平和にかかわることについて (3)「防衛予算の増加」「防衛装備の大量購入」などについて「精査」を求める声や「医療福祉教育など他の政策財源への振り向ける」を求める声があるが、このような声に対して、どう思いますか。		
①厳しい国際情勢を考えると、防衛費増加・防衛装備品の拡充は当然必要である。 ②「防衛費の増額」や「防衛装備品の購入拡大」はこれ以上行わないこと。 ③どちらともいえない。		

立候補予定者・政党	回答	コメント
はらや なみ (国民民主党)	②	コメントなし
はたやま和也 (日本共産党)	②	安倍政権は毎年過去最高額を更新するほど防衛費を増額させ、他方で社会保障予算を容赦なく削減・圧縮してきました。この異常を正して、対話による平和外交の促進と国民の暮らしと命を守る社会保障の拡充をすべきです。
自由民主党	①	中国の急激かつ不透明な軍拡、北朝鮮の核・ミサイル開発等、わが国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らし、領土・領海・領空を断固として守り抜くため、万全の態勢を構築すべきと考える。
高橋はるみ (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
岩本剛人 (自由民主党)	①	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	②または ③	②または③という意味は、「これ以上行わない」にとどまらず、さらに削減すべきと考えるからです。そもそもF35の大量購入など防衛上の実効性も疑問ですし、いずもの空母化など専守防衛を逸脱しています。

質問と回答	
質問10. 日本の教育にとって、いま何が一番必要だと思いますか。記述でお願いいたします。	
立候補予定者・政党	コメント
はらや なみ (国民民主党)	国民民主党の基本政策の大きな柱の一つは「テルドレンファースト」です。児童手当は18歳まで引き上げ、保育の無償化は0~2歳までの所得制限をなくす、児童虐待防止対策の強化や待機児童解消の拡充も急務です。奨学金の問題もしっかりととした対応が必要。フリースクール等への支援も含めすべての子どもと若者たちに夢とチャンスを与えてあげられる教育政策を進めたいと考えています。
はたやま和也 (日本共産党)	①教師が余裕をもって子どもと接するための教員定数改善と授業時数削減、②過度な競争と管理を押しつけない教育行政です。 ①…文科省調査では小学校教員は1日6コマ分に近い授業時間となっていることから、教員定数を増やし「小学校で週20コマ」など上限を定めます。 ②…全国学力テストをなくし、学習指導要領を改め、研究者や教職員、保護者などの参加で実情に即した教育課程をつくれるようにします。また、大学での教員養成系の廃止・転換・統廃合を見直します。
自由民主党	全てが必要であり一番を決めるとはできませんが、あえて一つ挙げるなら、Society5.0の時代に対応した教育です。学校におけるICT環境を抜本的に改善することにより、子供たち一人ひとりの力を最大限引き出す教育を推進するとともに教職員の負担を軽減することも必要です。また、グローバル化が進む中、国際社会に対応できる教育も重要であると考えます。
高橋はるみ (自由民主党)	(自民党と同じ)引き出す教育を推進する必要があります。そのために子供たち一人あたり一台のPC等の整備、それらを最大限活用するためにSINETから教室までの高速通信ネットワークの構築を目指します。
岩本剛人 (自由民主党)	(自民党と同じ)
勝部けんじ (立憲民主党)	本来、子どもは好奇心に溢れ「学び」たいものです。そして、夢や理想の実現に向けて「学び」を生かし、「主権者」として成長していきます。 しかし現状では、詰め込まれた「学習」の量を、比較・競争させられ、「学び」がどんどん嫌いになっていきます。 今こそ、誰もが「自分らしく」生きられるよう、「多様性」を認め、「寛容性」が育まれる、教育にはそんな一人ひとりと向き合う「ゆとり」が必要です。

【講演会の報告】

「子どもの権利条約を考える part3」 「国連子どもの権利委員会が日本政府に求めたもの」 ～国連第4・5回最終所見から～

「会報 No40」でご案内していた講演会「子どもの権利条約を考える part3」が、5月26日、70名の参加のもと開催されました。その時の様子について、報告します。

これまで2回、世取山(よとりやま)洋介(ようすけ)さんを講師に、子どもの権利条約にかかわる「国連子どもの権利委員会」からの「最終所見」や「予備審査」について、講演会を開催してきましたが、今回が3回目。

世取山さんには、条約制定からの30年を振り返りながら、「『子どもの権利条約』って?」「条約ができてから30年、日本が批准してから25年。これまでにどんなことがあったの?」「2019年2月、国連が示した『第4・5回最終所見(勧告)』って?」「『第4・5回最終所見』をどう生かしていったらいいの?」などをテーマにお話していただきました。

今回は、「道民の会」が、教育子育てにかかわる諸団体に共催を呼びかけ、「さっぽろ子育てネットワーク」「『さっぽろ子ども・若者白書』をつくる会」「新日本婦人の会北海道本部」「全北海道教職員組合」「ビー・アンビシャス9条の会・北海道」「北海道子どもセンター」「北海道高等学校教職員組合」「北海道高校センター附属教育研究所・相談所」「認定NPO法人北海道自由が丘学園」「北海道民間教育研究団体連絡協議会」の11団体共催で行われました。

以下、その様子について、ダイジェスト版として報告します。

【開会あいさつ】姉崎洋一(共同代表)

これまで「子どもの権利条約を考えるつい」は、過去2回、2011年度と2018年に開催しましたが、いずれも今回の講師であります世取山洋介さんをお呼びして開いた講演会でした。

2011年は東日本大震災の直前の1月に開催されました。国連子どもの権利委員会が日本政府に求めたものとして「第3回最終所見」がありましたが、このことについてその詳細を学習するものでした。また昨年2018年3月は、パート2として、2016年に日本政府が出した「報告書」と2017年に子どもの権利NGOの会が国連にNGO報告書を提出しましたが、その「報告書」と、それから2018年1月に国連子どもの権利委員会で予備審査が行われそこに参加したときの様子についてなど、世取山さんから「日本における

『子どもの権利条約』の現状と課題などについて」ある意味、現段階における「実況中継的なお話」をしていただきました。

国連子どもの権利委員会は、今年1月、審査の結果について報告をし、最終的には3月「第4・5回最終所見」という形で日本政府に提出しました。

今回の講演会は、これまでの子どもの権利条約がどのように日本で取り組まれてきたのか、また今回の最終所見が持つ意味を学習するということでPart3を開催しました。これまでの予備審査や最終所見に関わってきた世取山さんから包括的にそして総括的な話をして頂けるものと考えています。

今回は特に、新自由主義的な教育政策の中で、どういうふうに対抗する軸をより明確にしていくか、子どもたちに対する「保護」で

あるとか「子ども期」をどう捉えていくのか、社会がより競争的な性格を持っているがゆえに子どもたちが追い詰められている実態など詳しく報告されると思いますので、お話を聞きください。

世取山さんの紹介も少しですがします。

世取山さんは、帰国子女でありまして英語は抜群です。東大法学部を卒業されたあと、教育学研究科に進まれた方で、早くから法学と教育学の結合ということ探求されていて、いまは教育法学会の事務局長として、憲法学や教育法学なブリッジ役として若手の研究者とも繋がりながら活躍されています。それから新自由主義的政策が世界を席巻している中

で、日本の教育がどうあるべきなのかということについてもいろいろ書かれています、私が学部長しているときにも北大に来ていただき講義をしていただいたこともあります。

奥様は皆さんもご存知かと思いますが、山本由美さんという研究者で、昨日もお会いしてきたのですが、学校統廃合問題なども研究されている方です。

今回のお話は、権利の問題、法学の人権論からの視点と教育学、子どもの権利や教育のあり方という視点教育の在り方など両方の視点からお話をしてくれるものと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

【世取山さんの講演】

はじめに

いま紹介のあった世取山です。北海道での子どもの権利条約についての話、先ほどもご紹介がありましたが今回で3回目になります。

パート1は、2011年ですが日本における子どもの権利条約がどのようにになっているのか、第3回の国連子どもの権利委員会からの報告をもとに大河ドラマ的なお話をさせていただきました。そして2018年昨年の1月ですが、私たちのNGOの会が作成した代替的報告書についてその内容についてお話をさせていただきました。そしてパート3として、今回は実況中継になるのかまた大河ドラマの予告編ということになるのかわかりませんが、今回国連から日本政府に出された「第4・5回最終所見」を中心にお話をしてみたいと思います。

子どもの権利条約が国連で採択されてから30年、日本政府が批准したのが94年です

から今から25年前になります。これまで国際的には人権規約とか社会権規約とかいろいろありますが、それらの規約の日本での扱われ方あるいは論じられ方が、全面的なものではなく「第何条のどこと日本」とかいうようかなり限定的個別的なものになっていることが多かったのに比べて、この30年の子どもの権利条約の歴史を振り返ってみると、これだけのひとまとめとして条約を捉え考えてきたのは、色々な規約・条約はありますが、この子どもの権利条約だけではないかなと思っています。これまでの条約・規約に関しては各条文ごとに問題にするという取り組みがあったわけですが、子どもの権利ということで全体的に日本を論じとりくまれているのは初めてのことだと思います。

条約が採択あるいは日本で批准してから30年・25年の時間を経ていますが、それ

以前からも「子ども時代、子ども期」を全体としてのうけとめをしてきたのは傑出したものだと思っています。日本の人たちは、この条約をどのように受け止めてきたかというと、子ども時代をすべての子どもに保障すべき条約として、つまり大人の権利を子どもたちに拡大すればいいとか、大人といっしょに人間なのだから大人として扱えというようなものではなく、子ども解放論的なものではなく、子ども期の実現、子どもの成長・発達の実現のための条約なのだというまなざしをもって見つめ、ある時は子どもと大人との間で展開していく人間関係はいかなるものなのかということを条約の観点からみていくという歴史だったと思います。

そして、時間が進むたびに、子どもたちのあるべき姿を実現するために、子どもの成長・発達のために、国家はどのような義務と責任を果たすべきなのかという大きなフレームワークを持ったものとして展開してきました。つまり条約をいまの日本を映し出す鏡として、子どもたちにかかわってどうあるべきかという精度を高めて、こう変えていきたいと思う契機としてこの条約を使ってきたのがこの25年だったと思います。

この25年磨き上げてきたものをさらに前進させていく上で、今年2019年は自らの手で変えていく第1歩を踏み出す年にしなければとも思っています。日本における子どもの権利条約の画期となるようにまた画期したいなと思っています。今日お話する「第4・5回最終所見」は、そういう画期になるのにふさわしい内容を持ったものだと思っています。

1. 第4・5回最終所見に至る流れ

最終所見に関わってお話をていきたいと思います。レジュメでは1ページに第4・5回最終所見に至る流れという所になります。

2017年7月、日本政府は「第4・5回報告書」を本来の期限よりも1年以上も遅れて提出いたしました。そしてそれを受けて私たちNGOは代替的報告書を、同年11月の締め切り（この報告を出すことが翌年2月の予備審査に出席できる条件になる）に間に合うよう急ピッチに作業をすすめ提出いたしました。そして2018年2月には予備審査が行われました。この予備審査には報告書を出した私たちも、意見を述べる機会もありました。

また、私どもは昨年12月には代替的報告書の第2弾ということでまた報告書を提出いたしました。国連子どもの権利委員会は、2019年本年1月本審査を行い、3月に最終所見正式版を公開いたしました。

国連は、NGOからの代替的報告書の提出というものを歓迎していますが、今回NGOからの代替的報告書を提出したのは、全てで50近くあり、これまで以上に多くの団体が提出したという特徴がありました。その報告書の中には、私たちのような包括的な全領域型の報告書は3団体、複数の領域に関わっては5団体、単領域型は17団体、あわせて25団体ありました。この単領域型報告を提出した17団体の中には、家庭をめぐる問題すなわち児童相談所による親子分離、離婚後の面接交流、非施設入所化、国際養子縁組、ハーグ条約に関するものなどです。家庭問題以外を扱う8つの団体については、体罰が2つ、気候が2つ、在日が2つ、薬物が1つ、教科書検定が1つなどありました。

今回のように報告書を提出する団体が多く

なっていることには、新自由主義のもとでの格差社会の拡大、その中で家庭・家族が大きな犠牲にさらされていることが一つは背景にあると思います。また、これまでには、包括的な報告書にある意味限られていきましたが、今回のようなシングルイシュー単領域型報告が増えているのには、子ども食堂・子どもの貧困などの問題を見てもわかるのですが、出てきた問題に対して個別に対応して子どもの救済を行うというボランティアワークを目玉にした NGO というのが草の根でたくさん出てきて、そこからの報告が行われるようになってきた。このことがこれまで異なり全体として包括的な報告書に結集する力が弱まり分散型になっているという特徴があると思います。

私たち「市民・NGO の会」から提出した2つの報告書についてお話をします。

統一報告書（2017年11月）の内容については、昨年1月札幌での「パート2」で詳細にお話をしました（詳細は、ブックレット「格差社会日本における『子ども期の貧困化』～国連子どもの権利条約と安倍第2次政権～」を参照ください）ので詳細は避けますが、以下のようにまとめることができます。

1つは、「子ども期」の総体としての劣化がすすんでいる、その背後には2012年以降の安倍第2次政権下における構造改革の再出発ということがあるということです。自然現象として「子ども期」が劣化しているのではなく、政策的な要因で「子ども期」が劣化していること。またもう1つは、子どもの主体的な発達のプロセスを実現する国家の責任と義務の全面的再構築を図らなければならぬのだということを対抗軸として提起したことです。

市民 NGO としては、子どもと大人の応答的関係の中で子どもたちが成長発達できるという観点を大切にしてきましたが、今回はさらに踏み込んで子どもたちの要求を軸にしながらその実現のために大人たちがかかわる、要求が実現することにより子どもたちがさらに成長発達していくことを大切にしました。Agentic process of child development=子どもが生まれながらに持っている要求とそれを外界に働きかけて実現する主体性を、相互的な人間関係とつくる、子どもたちには自分の要求とは何か考える自由な時間というものがなければ要求それ自体を持つこともできない、自由な時間を保障することがとても大切なんですね。そういう発達を保障する社会的条件を大きくしていくことです。その社会的条件というものには2つあります。つまり大人との応答的関係ができることと子どもたちが要求をもち成長発達できる自由な時間を保障することが大切であると主張しました。

報告書の中では、国家の責任と義務について次のように触っています。

国家が果たすべき責任と義務には3つのPがあります。3つのPとは、P: provision（給付）, protection（保護）, participation（参加） 主体的な発達を保障するという意味でもありますが、さらにそれに加えてR: regulation（規制）というものがあると思います。規制ということでは、労使関係への介入ということで労働条件の確保や最低賃金などの規制をすることによって、親が親でありうるための労働条件でなければならないということですね。しかし、安倍政権・日本では全く逆に、労働規制緩和がどんどん拡大し子育て世代の親たちが相当の割合でワーキン

グプア・長時間労働・低賃金にさらされています。

給付については、これは現金給付と現物給付（累進課税に基づく再配分）に分かれるわけですが、いまの教育水準を維持していくだけでも累進課税に基づく再配分をすすめいかなければならない。例えば、私の大学でも学生1人におよそ200万円ほどかかる、そのうち学生・保護者が60万円学費として納めるとしても、公費が3分の2程度の給付があるんですが、これができるのはお金持ちや大企業から累進課税ということでお金を集めそれを公費として再配分がおこなわれなければ、学生に莫大な負担が負わされることになります。現行水準が維持されるだけでも、お金持ちや国家からの再配分機能がしっかりと働かなければなりません。社会権的なものが機能するためには累進課税が不可避なんですね。しかし、いまそれがだんだん切り崩され始めていて、保育の民営化など競争主義的な再編が給付にあたって進んでいます。

「保護」ということですが、子どもの生命・生存・発達を脅かす行為からの保護ですね。国連の特別報告者が日本に来た時に、私もコーディネーターとして同行したんですが、沖縄に調査入ったりしました。とりわけ性的搾取の実態などの調査を行ったんですが、盛り場が性的搾取の現場と皮一枚でつながっているんですね。これには私もびっくり慄然としました。

安倍第二次政権以降の問題点というのは、規制が弱くなり、給付もだんだん劣化し、保護についてはほぼ放置の状況になっています。先ほど述べた性的搾取を受けている子どもたちが、どうやって保護され人間として普通の生活をして生きていくためのプロセスがどこ

にあるのかも全くわからない状況だということですね。

次に、昨年12月に提出した「第2報告書」について、その主なものとして5点、触れたいと思います。

第1は、競争主義的教育制度を再論して、教育の商品化ということなどの問題について論じることでした。60年代の頃の学力テストなどは国家主導型でしたが、それとは全く違う、教育の商品化・企業化がどんどん進んでいるという全く新しい段階に入っているということです。大企業が教育内容に介入して、それを国家が買い取っているというような実態になってきている。

第2は、保護制度の全面的な再構築の必要性について触れました。日本における保護制度がどんなふうになっているのか調べてみましたが、様々な困難を抱える子どもたちにたいする、保護・リハビリの体制が全くと言っていいほど存在しないということが明白になったことです。日本における保護制度は、格差社会の中で生まれている困難に対する能力を全く持っていない、保護制度の包括的な見直しが必要だということを報告書に書きました。

第3は、親権を重視したグループから報告書を大量に出されていたこともあり、あらためて最新の里親移行の政策は財政的措置などを伴わない安上がりな里親へのダンピングとの批判する内容でした。

第4・5は、不登校の子どもや障害を持つ子ども・青年の声を丁寧に聞き取ることの大切さについての内容でした。Central Lancaster Universityとの共同研究について触れたのですが、障害を持つ子どもの声を同じ障害を持つ青年たちが聞き取り、いま日

本の中で何が必要なのかということをまとめた報告書があるんですが、意見表明を理解するのに非常にいいリポートになっているんですね。自分たちの要求がどこにあってどうしてほしいのか、時間をかけてまとめ上げていく、それに大人がサポートしながらやっていく。このケースは、子どもの意見表明権を大切にするモデルケースともなるべき内容でした。これは、通常の学校においてもモデルとなると思います。

これら2つの報告書を提出し、我々としてはやれることのすべてをやりつくして、1月の本審査、3月の最終所見となったわけです。

2. 第4・5回最終所見の全体的特徴

今回の最終所見については、「NGO の会」が発行したパンフレット「最終所見『翻訳と解説』」のp2～p10に日本語訳文がありますので、ぜひお読みください。

今回の最終所見の全体的な特徴は以下のようになります。

①54のパラグラフからなっていて、全体としてコンパクト化したものになっています。それは、国連全体が文書量を減らすという政策的な動きになっていることにも起因しているのですが、これまで勧告の前半に「懸念」が示されそのうえで「勧告」となっていたのですが、今回はすべての勧告について懸念を示すのではなく、特にポイントになる勧告についてのみ懸念を示すという形式になっています。従って勧告だけ読んでいるとどういう背景（懸念）があつてそういう勧告になっているので、わかりにくい部分があると思います。

②コンパクトの中で今回は、緊急実現事項に

特定するという特徴を持っているといえます。緊急実現事項として挙げられているものには、1) 差別の禁止、2) 意見の尊重、3) 体罰、4) 家庭環境を奪われた子ども、5) 生命の誕生に関わる健康、6) メンタルヘルス、7) 少年司法などです。

③また、今回はパラグラフ5で「持続可能な開発のためのアジェンダ（SDGs）の実施過程のすべてにわたって（中略）子どもの権利の実現を確保するよう締約国に勧告する」また「持続可能な開発目標17を達成するための政策およびプログラムの作成・実施への子どもの意味ある参加を確保するよう締約国に要請する」とありますが、最終所見の各所でSDGsが扱われています。

④更には、これまでの勧告で述べてきたことについて、例えば「過度の競争主義的な環境・・・」ということなどについては、今回は繰り返すことなく、「一般的注釈」を援用することで勧告自体をコンパクトにしているが、勧告本文の中では、前回勧告を「想起」するようにと述べています。「想起」という表現は6か所に使われています。

⑤今回の勧告はかなり「謙抑性」を持っているということです。第3回の時は、かなり大きな問題なども出してきていたのですが、今回はそのような大きな問題というよりは、個別的な問題どうしても見逃せない部分に勧告を集中させるという点での特徴があります。

その理由としては1つに委員会の委員全員が法律家であるということで、かつては医者であるとか発達教育学者であるとか元カウンセラーであるとか職業的に相当多様であったんですが、この5年くらいで全員が法律家になったということが起因していますね。つまり自分たちが言ったことがあまり無駄になら

ないように、という意識が反映しているのかかもしれません。それはどういうところかといふと、例えば保育のところや放課後ディなど見ていただければ判るのですが、職員の数とか保育の質の問題とか、基準が非常に弱いところとか、基準自体が崩壊しているところについてのみ基準の確立とかのポイントを定めて勧告するという風になっているわけですね。

教育の問題などいろいろ不十分で問題があるにしても、基準がありある程度のものについては言わないという面があったと思います。ただし、例えば教育の分野では義務教育国庫負担法などあるわけですが、基準そのものはあっても、保育のように規制緩和や民営化が深刻な状況になった時には、レッドカードを出しますよということだと思います。

3. 第4・5回最終所見の「3つの基本」となる勧告

今回の所見では、3つの基本的な勧告が行われたと思っています。それは、①子ども期②意見表明権 ③子どもの保護の3つですね。先ほど「謙抑的」という表現をしましたが、ここの部分でいえば相当大きなことを言っていると思います。

(1) 「子ども期」の確保

「子ども期」という点では、パラ20aのところですが、「社会の競争的な性格により、子ども時代と発達が害されることなく、子どもがその子ども時代を享受することを確保するための措置をとること」といっていますが、これは当たり前のようなことを言っていると思われるかもしれません、「子ども期」「子ども時代」という言葉が使われたのは今回が初めてなんですね。しかも、このことが「生命、生存、および発達の権利」の章で扱われ

ているように「子ども期の本質が発達」であるということを端的に示したんですね。他の締約国の勧告を見てみると生命・生存が主で、それとは違い「発達」ということを意識しているんです。「子ども期＝発達」という認識を示していることは大きな意義ですね。

もう1つ大きなこととして、「子ども期と競争社会」ということですね。競争的な社会から「子ども期」をまもり、「子どもがその子ども期を享受する」ことを確保するのに必要な措置を国家が取るべきこと(パラ20(a))を明確にしたという点でも大きな意味を持っています。

国家が「『子ども期』を確保」することの内容については、2つのことがあります。1つは、競争的労働市場から親を「まもる」、もう1つは現物給付の劣化と競争主義(化)から「まもる」ということです。

競争的労働市場から親を「まもる」ということは、「家庭が家庭であることの確保」をするということなんですが、パラ27aで「仕事と家庭生活の適切なバランスを図るために家庭への支援の強化」(端的に言いうと労働規制を強化せよということなんですが) やさらにパラ38aで「親に対する適切な社会的援助(家族手当や子ども手当など家庭への普遍的現金給付の実施)すべき」と勧告しています。

次に、現物給付の劣化から「まもる」ということについては、最低基準の確立・実施とそのための予算措置についての国家の義務をはっきり言っています。

具体として、インクルーシブ教育については、「適切な人的、技術的、および財政的資源によって裏打ちされた措置を強化すること」(パラ32(b))とか、現物給付から現金給付

へのシフトによって提供されるサービスの量と質の低下が如実となっている保育および障害児放課後デイケアについては、施設とスタッフに関する基準を遵守（パラ 32(c)、40(c)）させるのと同時に廉価なものとすること、そのためには「充分な予算を配分すること」（同(e)）と勧告しています。

こういうことは、教育の分野でも同じような勧告をしてもらいたいと思うところですが、先ほど申し上げた通りで、触れられませんでした。

最後に、現物給付の競争主義から「まもる」ということについては、パラ 39 で教育のことが、そしてパラ 40 で保育ことが勧告が出されていますが、ここで前回勧告を「想起」させているんですね。前回勧告では、パラ 71・73・75・76 にあたるんですが、強度に競争主義的な教育の問題と在日朝鮮人学校などへの差別禁止の問題、教科書検定の問題、子どもの休息・余暇のない問題などですね。その中で教育の問題では、今回勧告パラ 39 b で「競争的制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること」と勧告していますが、このことは、この後話す「意見表明権」を糧にしながら緊急的に学校教育の性格を変えていくということなんですね。

またパラ 40 では保育のことが書かれていますが、乳幼児期の発達という捉え方も出てきているんです。つまり、先ほどのパラ 71 ~ 76 について、乳幼児期にも想起させる対象としていることです。つまり、学校教育の様々な問題を、下つまり乳幼児期に拡大しているだけではないかという認識をしているんですね。

以上が「子ども期」の確保ということの全

体像ですが、社会における競争主義が間接及び直接に子ども期をダメにしているという認識のもとに、直接ダメなところには規制して、間接的にダメにしているところには全体的に見直せといっているところに今回の勧告の凄味があり包括的に分かりやすい形で出しているという特徴があると思います。

（2）「意見表明権」について

次に 2 つ目に重要なこととして、「意見表明権」について触れたいと思います。

勧告では、パラ 21・22 ですが、22 では「子どもの聞かれる権利に関する一般的注釈 12 号（2009 年）想起し、（中略）子どもの意見が適切に重視されることを確保するよう締約国に要請する」、また「聞かれる権利を子どもが行使することを可能とする環境を提供すること、（中略）すべての子どもにとって意義があり、その力を伸ばし、發揮させるような参加を積極的に促進することを勧告する」としています。

「可能とする環境」とは何か。

一般的注釈 12 号の教育に関する部分を見てみると、意見表明権を阻害するような要素、例えば、権威主義や暴力がないことで、それがある場合には政府はこのような阻害的な要素を除去することが義務付けられています。

（一般的注釈第 12 号パラ 105）つまり権威主義とか暴力というものがいれば意見表明はできない、一般的注釈では、権威とか暴力ということについて触れていますが、先ほど読んだパラ 39 にある「競争的な制度を含むストレスフルな学校」の状況・性格も、意見表明を阻害的な要素にあたることは明白なわけですね。「可能とする環境」には、当然このことも含まれるわけですね。環境を積極的に

整えること、例えば、カリキュラム作りや学習の形態を子どもの主体性を重視するものに組み替えていくこと（一般的注釈第12号パラ107から114）などもあります。また、一般的注釈ではあまりはっきりとは示されていませんが、意見表明権を「可能にする」環境の中核には、ありのままに受け入れられ、子どもの声に応答するような子どもと大人との間の相互的な人間関係が座るので、子どもの意見表明を聞いてそれにきちんと対応できる大人を用意すること、このような人間関係を整え、実現していくための措置を取ることも勧告されたと理解すべきですね。日本政府報告審査のタスク・フォースのヘッドであったサードバーグ委員は冒頭で、経済的競争のもとで受容的応答的人間関係が失われていることを日本における基本的な問題として指摘していたことからもきっちりとした大人が配置されることが意見表明を可能とする環境として重要だと言つていいと思います。

第2に、パラ22後半で「すべての子どもにとって意義があり、その力を伸ばし、発揮させるような参加を積極的に促進することを勧告する」とあるんですが、「その力を伸ばす」ということは、自分の要求を実現するために自由と力が発揮できるようにする環境をつくっていくことが大切ですね。子どもたちが参加を通して成長発達していくことの大切さを述べています。参加の時だけ誰かが子どもに助太刀すればよいのではなく、意見表明を通して子ども自身が成長発達していくかなくてはならないということ、これに不可欠な条件としての子どもの要求を受け止めることのできる大人が存在できることですね。

子どもの意見表明権を「可能にする環境」を提供し、かつ、教育や家庭などのあらゆる

育ちの場面で、子どもにとって「意義があり」、子どもの「力を伸ばすような」参加を積極的に促進することこのことは緊急に実現すべき事項として勧告では述べられています。

この勧告をすぐに実現していくためには、どういう環境が必要かどういう大人が必要なのかなど緊急に事例を集めて検討し、どう学校で対応していくのか求められています。しかし、この取り組みは政府がやるわけはないしできるわけないので、子どもに直に接している大人（現場にいる人たち）がいかに取り組むかが命運を決めるといつていよいります。

（3）子どもの保護に関する包括的な政策・戦略について

3つ目の基本的なものは、パラ8「包括的な政策および戦略」のなかにある「子どもの保護に関する包括的な政策（中略）を発展させることを勧告する」ことについてです。

「保護」ということについて触れたということは、子どもの「権利」ではなくて、子どもの「保護」に特化した形で「包括的な」政策と戦略が勧告されるのは先進国では異例のことなんですね。それだけ競争的な社会で格差が急速に拡大し、社会がいわば「底が抜け」して、「保護」という課題が一気に浮上しているとの認識を委員会が持っているということなんですね。私たちの「第2報告書」で、日本の子どもたちの置かれている状況から「保護」の必要性などに触れたのですが、見事そのことが反映されたものとなっているわけです。

具体的な内容としては、とても多くて、子どもの自殺（パラ20(a))・安全基準の確立、不慮の死亡事故・重大事故の全件調査（パラ

20(c)(d))・虐待(パラ24)(⇒家庭環境を奪われた子ども)・性的搾取(パラ46)・体罰(家庭を含む)(パラ25、26)・思春期のメンタル・ヘルス(ADHD等への精神刺激薬の処置との問題を含む)(パラ34(c)(d)35(d)(e))・性と生殖に関する健康(パラ34(a)(b)、35(a)(b)(c))・環境的健康(福島原発事故問題)(パラ36)などが入っていて、これら全体を見ていると、「これほど穴があるのか」ということを実感・再確認させられたという感じでした。

これらについていろいろ言いたいことはあるのですが時間の関係もありますので、若干のコメントをします。

それは、子どもの自殺・不慮の事故にかかわることです。私が新潟における子どもの自殺にかかわる第三者調査委員会にかかわった時のことなんですが、親家庭が調査などの必要性について拒否するような態度があっても、子どもの自殺から学ぶべき教訓がたくさんありそこから学び取って生かすことが重要だと言ったんですが、周りの委員からは、家族のプライバシーを侵害するようなことをしてはいけないと反対されたんですね。今回の勧告では「子どもの自殺の根本原因に関する調査を行い」「独立して検証する公的な仕組みを導入すること」と述べられていますが、これが国際的な基準なんですね。こういう調査を行うことなどもっと下からも求めていくべきと思っています。

4. 個別的な課題について

次に、個別の問題について触れていきたいと思います。

まず、教育の問題について、お話をします。

今回日本政府は、第4・5回報告の中で、「委員会が、競争主義が子どもたちの発達を阻害しているというのであれば、そのことについて論証せよ」とかなり挑発的なボールを国連に対して投げかけましたので、国連がこのことに対してどう応えるのかポイントになっていたのです。昨年の2月の審査の段階では委員会は因果関係がないというのであればそれを証明する責任は日本政府にあり日本政府は立証せよと言っていたんですが、それに対して、日本政府は入試制度改革を並びあげてすでに日本は競争主義的ではありませんと回答。これらのこと踏まえて出されたのが今回の勧告なんですね。勧告ではパラ39b 「あまりに競争的な制度を含むストレスフルな学校環境から子どもを解放することを目的とする措置を強化すること」を言っています。日本政府がすでに競争的ではないといったことに対して、「あまりにも競争的」という表現をしました。つまり、国際的にみれば「競争的な」状況にあるという見方は変わっていないということです。

しかもパラ39aで「前回勧告パラ71～76を締約国に想起させ、以下を勧告する。」とし、前回勧告を維持したうえで、新しい勧告をそれに上乗せしています。従って、前回勧告の前提となる懸念(パラ70「過度の居層に関する苦情が増加し続けていることに懸念」「高度に競争的な学校環境が・・・中途退学・自殺を助長している可能性があることを懸念」)は維持されている。「あまりにも」競争的な制度を含むストレスという表現を用い、学校生活のストレス過多を指摘しています。

今回の勧告の「ストレスフルな学校からの子どもの解放」というのは、単に競争だけの

ことではなく、校則とかセロトレランスだとかストレスフルの要因となっているものに対して学校はすべて様々な要因について。解放のための検討や措置をとること、その要となるのは、子どもの意見表明権に基づく緊急的な再構築ということです。

子どもの意見表明と参加に基づく学校運営と教育内容の緊急的改革という課題が提示されたと思います。前回勧告に示されたのは、競争ではない方法による子ども中心の教育方法による高い学力形成という根本的な課題の上に、今回新たに緊急的に取り組まれるべき課題としての意見表明権による新たなチャレンジ。とても面白いことだと思います。あらためて専門家として下から回答を示し、それを全国化し政府を動かし変えていくというよう下から勧告を実践していくというようなことができないものなのかなと思っています。

そのほか個別の問題としては、保育あるいは乳幼児期の発達と障害児の問題、家庭に関する部分などありますが、時間の関係で今日は省略させていただきます。

【おわりに】

今回の勧告の大きな意味としては、豊かな社会から格差社会への移行という日本社会の新しい状況に対する子どもの権利委員会の初めての勧告と言っていいんだろうと思います。

社会の競争的な性格が子ども期を侵食しているという現状認識の下に、「子ども期」の実現に向けての全面的な国家機能の再構築を要請しているわけです。私たちは2つの報告書を提出して、日本における格差社会における子どもたちの置かれている現状・分析を報告しましたが、そのことに対して国連がきちんと応答してくれたと実感しましたが、とり

くんできて本当によかったなと思っています。

そのうえで、次の5年の大いな課題として4つくらい考えています。

第1は、競争社会における「家庭」の現状を丁寧に検証することです。「子どもの貧困」という言葉があるのですが、よく考えてみると、子どもが貧困なのではなく、家庭が貧困になっているわけですね。なぜ家庭が貧困になっていて、それが子どもがどういう悪影響を及ぼしているのか、どんな段階でどういう介入が必要でどんな大人がどう援助するのか、家庭のいくつかのファミリヒストリーそして、共有することによって理解するというところが必要だと思います。自治体レベルでも地域レベルでもこれから取り組んでいく必要があると思います。

第2は、競争社会のもとにおける子ども期の浸食の実態の把握と分析を進めることです。つまり養育とか教育の商品化にvsX。そのXとは何なのかはっきりさせる必要があると思います。どんな商品を買い与えるかではなくて、子どもの要求に応え、それを育てる大人との相互的な人間関係による養育・教育をどう提供していくのか議論していくことだと思います。

第3は、意見表明を軸とした教育およびあらゆる育ちの場の緊急的再構築。子どもの力を伸ばす意見表明の具体的な姿を明らかにする。発達してからの参加ではなく、参加による発達。発達に先行する参加。発達ニ要求の拡大と展開。要求ベースの発達論の構築ということですね。

第4に、保護に関する包括的なシステムの構築、以上4つが国内的な問題としてあると思います。

また国際的には、国連との関係においても、

そのチャンネルを強化していくという大きな課題があると思います。

最後、大河ドラマの話になりますが、これまでいろいろといい勧告も出されてきましたが、それをなかなか実現するというところまでできていなかった。しかし今回は一歩進めて NGO が政府に迫って、このパラグラフ

については、ここまで到達することができましたというようなことを5年後に言えれば、おそらく大河ドラマの第2シリーズが始まると思うんです。そうなるきっかけとなれば今日の話はよかったですということになると思います。

ご静聴ありがとうございました。

【おしらせ】

2018年度「さっぽろ子ども・若者白書」
小学生・中学生アンケート調査
からわかったこと



『さっぽろの子どもの 生活と意識』



日 時
2019年7月20日（土）
14時00分～16時30分

会 場
北海道大学
人文・社会科学総合教育研究棟
W410

参加費 無 料

主 催 北海道大学大学院教育学研究院附属
子ども発達臨床研究センター
「さっぽろ子ども・若者白書」をつくる会

お問合せ 「さっぽろ子ども・若者白書」をつくる会
E-mail : 2014hakusho@gmail.com
携 帯 : 090-4502-2397 (沢村)

北海道大学大学院教育学研究院附属
子ども発達臨床研究センターと共同で実施している「学校・家庭と自分に関する」小学生・中学生アンケート調査の取り組みは4回目を迎えました。子どもたちの日々の生活に占める時間の多くは、学校と家庭であり、その環境や関わりの中で子どもたちは自らをつくっています。子どもの生活や意識の変化を受け止めることで大人がつくる学校、家庭、地域のあり方を考える一助となるよう、アンケート調査活動を行っています。

第一部
■調査報告 14:00～15:00
『さっぽろの子どもの生活と意識』
【報告者】 加藤 弘通さん（北海道大学）
※報告後、質疑応答の時間を取ります。

第二部
■交流会 15:15～16:15
『これからの教育を多世代で語る』
加藤 弘通さん（北海道大学）
学生さん、若手・ベテランの先生

